

キャリアカレッジ会員規約

(目的)

1. 学校法人昭和女子大学（以下「本学」という）が設置、運営する昭和女子大学キャリアカレッジ（以下「キャリアカレッジ」という）は、イノベーションの源泉としてのダイバーシティ（性、年齢、国籍など多くの多様性を生かす）経営を支援する各種活動を行うとともに、「女性活躍推進法」の成立に伴う社会経済情勢の変化に応じ、人材の育成プログラムを実証的に運営することで、生産性の向上、フレキシブルな働き方、成果を重視する企業等の在り方全体の改革に寄与することを目的とします。

(活動の種類)

2. キャリアカレッジは、第1条の目的を達成するため、主として次の活動を行います。
 - 一 人材育成プログラムの企画、運営
 - 二 セミナー／シンポジウムの開催
 - 三 ダイバーシティに関する調査、研究
 - 四 企業等への出張研修及びコンサルティング
 - 五 研究誌等による調査・研究成果の発表と刊行

(事業年度)

3. キャリアカレッジの事業年度は、4月1日～翌年3月31日とします。

(入会手続)

4. 入会を希望する企業等は、キャリアカレッジのホームページよりお申し込みください。
ただし、本学が入会希望者を会員とすることを不適当と判断する場合は、お申し込みをお断りします。

(入会手続期間)

5. 入会手続期間は、原則として入会を希望する事業年度の前事業年度の2月1日～3月31日とします。ただし、事業年度の途中での入会も会員数の状況に応じて可能とし、この場合、会費は別途定めるところによります。

(会員区分、年会費、受講料)

6. 会員区分、年会費、受講料は別に定めるところによります。
年会費は、キャリアカレッジの請求書を受領した月の翌月末までに支払うものとします。

(会員資格更新)

7. 会員資格の更新は原則として事業年度単位とします。

退会の申込がない場合は、さらに1年間更新するものとします。

(退会)

8. 事業年度終了時及び事業年度途中で退会を希望する場合は、2か月の事前通知により、いつでも退会できますが、事業年度途中で退会する場合、既に納入した年会費は返還されません。

(受講上の注意)

9. 人材育成プログラム、セミナー、シンポジウムなどキャリアカレッジが開催するプログラムを受講するにあたっては、キャリアカレッジ事務局の指示を守っていただき、また次の事項に注意してください。

(1) 本学の許可のない、構内・建物内での物品の斡旋・販売、勧誘、金品授受等の行為は、固くお断りします。

(2) 本学の許可のない、録音、写真・ビデオ撮影、プログラム内容の転載等は、固くお断りします。

(3) 全館禁煙です。

(4) 次のような好ましくない行為があった場合は、受講のお断り、退会勧告並びに損害賠償の請求をする場合があります。

①故意または過失により著しい障害または損額を本学およびキャリアカレッジに与えた場合

②本学の再三再四の協力依頼を、正当な理由なく、拒否または無視された場合

③プログラムの運営に著しく支障をきたす言動をした場合

④本条に定める「受講上の注意」に反する言動を重ねて行った場合

⑤上記①～④に準ずる好ましくない行為、法令または公序良俗に反する行為があった場合

(会員資格の喪失)

10. 本学は、会員が次に該当する場合には、事前に会員に通知することなく、会員資格を取り消すことがあります。ただし、既に納入した年会費は原則として返還されません。

①会員である企業等が解散その他消滅したとき

②会員規約、入会申込書又は誓約書に違反したとき

③6か月以上年会費を滞納したとき

④会員からの申込内容に虚偽があったとき

⑤会員相互または本学の名誉、信用等を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

(会員規約の変更等)

1 1. 本学の都合により、この会員規約の変更、改廃等を行うことがあります。

附則 この規約は、平成28年2月10日から施行します。

2 この規約は、平成28年3月1日から施行します（賛助会員設置）。

3 この規約は、平成29年3月1日から施行します（セミナー/シンポジウム派遣人数枠撤廃）。

4 この規約は、令和2年2月1日から施行します（会員制度等の変更）

5 この規約は、令和7年3月1日から施行します（会員資格更新等の変更）

6 この規約は、令和7年8月1日から施行します（退会手続等の変更）